

下水道への接続を お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。

公共下水道および農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 下水道課

災害時協力井戸の募集

近年多発している大規模災害時に、水道が長時間ストップした場合、生活用水を確保することが非常に困難です。そこで町内の井戸を「災害時協力井戸」として登録させていただき、災害による断水時に活用できる制度です。登録井戸の場所や町ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。また井戸を所有されている方は、登録にぜひご協力をお願いします。

● 災害時協力井戸とは？

井戸の所有者の善意で、災害時の断水の際、無償で共用させていただくものです。生活用水（トイレや清掃など）の使用に限ります。

● 登録できる井戸

- ・町内に所在し屋外などで使用しやすい場所にあること。
- ・災害時に無償で井戸水の提供ができること。
- ・井戸水を汲み上げるためのポンプ、またはつるべなどがついていないこと。

- ・町民などに周知できるよう、井戸の所在地など必要な井戸情報の公表に同意できること。
- ・認識しやすい場所に町から配布する標識（看板）を掲示できること。



標識のデザイン

● 登録までの流れ

- ①登録申出書を水道課に提出。
- ②井戸の現地調査。（希望される方を対象に水質検査を行います。水質検査は、登録決定する際の1回のみです。）
- ③登録通知書の送付・登録標識（登録看板）の設置。
- ④登録情報の公表。

問 水道課

和歌山県最低賃金の改正

令和6年（2024年）10月1日（火）から和歌山県最低賃金は時間額980円となります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度として定めたもので、使用者は最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金法違反については罰則が設けられています。詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

※最低賃金は常用労働者だけではなく、臨時・パートタイマー・アルバイトなどの呼称や労働者の年齢に関わらず全ての労働者に適用されます。

※最低賃金には精皆勤手当・通勤手当・家族手当・時間外手当・賞与などは含まれません。

※派遣労働者については、派遣先の地域別（または特定）最低賃金が適用されます。

※鉄鋼業については、和歌山県鉄鋼業最低賃金が適用されます。

問 和歌山労働局労働基準部賃金室

☎ 073・488・1152